

# 予算審査特別委員会議事日程

平成19年3月29日午後1時開議

(2日目)

- 日程第1 議案第20号 平成19年度山元町一般会計予算(継審)
- 日程第2 議案第21号 平成19年度山元町国民健康保険事業特別会計予算(継審)
- 日程第3 議案第22号 平成19年度山元町老人保健特別会計予算(継審)
- 日程第4 議案第23号 平成19年度山元町介護保険事業特別会計予算(継審)
- 日程第5 議案第24号 平成19年度山元町下水道事業特別会計予算(継審)
- 日程第6 議案第25号 平成19年度山元町農業集落排水事業特別会計予算(継審)
- 日程第7 議案第26号 平成19年度山元町水道事業会計予算(継審)

---

午後 1時00分 開 議

委員長(星 哲君)これから予算審査特別委員会第2日目の会議を開きます。本委員会に3月27日決定した説明員の出席を求めています。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

[議事日程は別添のとおり]

---

委員長(星 哲君)これから、総括審査を行います。

この際、日程第1.議案20号から日程第7.議案第26号までの7件を一括議題といたします。

これからの7件を一括しての質疑に入りますが、なお質疑される方は、会計名、ページ款・項・目・節を指定して簡明に行い、議題外にわたらないように注意して質疑をされますようお願いいたします。

委員長(星 哲君)質疑ありませんか。

齋藤慶治議員。

委員(齋藤慶治君)はい。

それでは私の方から1点だけお伺いいたしたいと思います。ページ数でいえば、一般会計ですね。一般会計の予算書の中で、関連しますので、102ページ。102ページの教育振興費の13節の委託料。13節の委託料、及び14節の使用料及び賃料の学校関係のパソコンの関係です。これは、小学校なので、その件と、もう1点、106ページ。これも教育振興費の中で、13節委託料、14節使用料及び賃借料のこれも学校のパソコン関係の小中あわせてですね、お伺いいたしたいと思います。

それでは、パソコン関係で、今回の保守点検料そして始め102ページの方ね。小学校、中学校一括して質問したいと思います。委託料で保守点検料1,985千円、そして下の方で、パソコンのレンタル料として8,055千円ですね。これ小学校の分あげ

ております。この内訳と何時頃もう何年ぐらいなっているかというものを伺いたします。そして、同じく中学校の方も106ページの方の委託料関係のパソコンの保守点検関係、例えば18年度まだ明日までありますが、どの位保守点検かかって、十分間に合ったのか、そして18年度の14節の方の中学校の方も、パソコンのリースは何時までかかって、できれば今どんな機種を使っているのか、というのがわかればですね。まあ、現代にマッチしたパソコンになっているのか、それとも相当昔のソフトを使っているのか、そこら辺分かる範囲でですね、先ず第1回目の質問といたします。以上第1点です。

委員長（星 哲君）はい、学務課長、清野庄一君。

学務課長（清野庄一君）はい。

それではお答えいたします。102ページの方の小学校の教育振興費、委託料です。で、パソコンの保守委託料、保守対象期間、17年の9月から入っております。あの、債務負担行為を起こしておりますので、21年の8月までというふうなことでございます。内訳ですけれども、全部で台数140台です。で、1か月16万5,375円の予算計上でございます。かける12か月分というふうなことでございます。それから中学校106ページ、委託料です。これはパソコンの台数、62台でございます。1か月当たり9万4,500円の12か月、でございます。期間でございますけれども、平成17年度3月でリースは満了してございます。今再契約ということでリース契約をしているところでございます。機種については、今ちょっと持ち合わせておりませんのでわからないが、もしかすると、富士通かなという記憶があるんですけども定かではありませんので、後でお答え致したいというふうに思います。

委員（齋藤慶治君）はい。

実は、もう少しあのどの機種というよりは、ソフトですね。ウィンドウズの何年型を使っているかというのを本当は回答して欲しかったんですが、というのは、特に106ページ、中学校の方ですが、多分小学校も古いと思いますが、中学校の方でもよく聞くのは、やはり結構パソコンの98年を、今坂元中学校では98年の方を使っているというんですが、それと共に故障が多いと、もう一つさっき言ったように丁度リース期間が終了して、本来なら学校教育の場では常に新しいものをある程度リースが終わったら、更新しながら新しい機種に対応していくのがやはり教育になって、それがあの、特にパソコンとかこういう新しい通信機器に対しては必要なのかなあと思うんですが、今年度の106ページの中学校の方の教育用パソコンレンタル料というのは、どう再契約なのかね。それとも新規の方の買い替えということも予算に計上されているのかどうかね、今話聞くと入ってないと、多分1年の再契約ってということなんですが、その点を再確認したいのと、それで再契約、パソコンのウィンドウズ98あたりの方を、保守点検結構しながらですね、やっていくにはちょっと教育上もですね、どうせ大事な時間を使って教育するなら、もうちょっと新しい機種でですね、やはり即役立つような教育機器の環境というのは必要なのかなあと思います。その点を再度伺います。

学務課長（清野庄一君）先ほど中学校のパソコンの導入時期ですね。12年の7月です。従って先ほどご答弁申し上げましたように再リースというふうなことで、今契約予算を計上しております。新しいソフトを入れるのかというふうなことで、今年分については、19年度の予算については、更新をしないと、前のやつをソフトを使うと、いうふうな予算計上でございます。議員さんご指摘の様に私らも常に新しいソフトを購入したいと、

常に思ってますけども、財政等の事情もございますので、これでまだ1年使っていただきたいというふうに考えております。

委員（齋藤慶治君）ちょっと回答漏れで、ちょっと保守点検料、18年度でどれくらいかかっているのかって、後で再度お願いし、教育長にお伺いしたいと思いますが、今と同じ関連なんですけど、やはりあの一回で買えっていうなら財政もありますけど、あの均らしたりするために債務負担行為とか、私らの言葉にするとリースですよ。リースしてすると、それは一回で買うよりは、ある程度年数が経ったら、また買い替えた方が買い替える様な機種に対してよくコピーでも同じですが、そういうものをリースするっていう形で先ほど財政が大変だから再利用、また1年契約ってことで言ってますけど、結講あの、学校の現場からすると。フリーズっていうか、すぐ止まってしまう。と、容量が小さくて止まってしまう。あと、古くて起動が遅いとか、そういう点では、折角学校という箱物が立派なあるんですけど、中の機器がですね、1年1年古くなるのは当然なので、それと合わせて計画的にやはり債務負担行為をうまく利用してですね、やはり新しいコンピュータの方の機器、ソフトの方に対応してほしいと思います。その点含めてですね、教育長をお願いしたいと思います。

教育長（佐々木陽一郎君）はい。

それでは、教育長の考えをお伝え申し上げたいというふうに思います。齋藤議員ご指摘の様に、やはり教育は技術革新に対応しなきゃならないというふうに思っております。そういう点での認識は全く同じであります。ただあの、課長がお話したとおり財政上のこともあり、できるだけ現場の教育に支障をきたさないように、また子供たちにそういう新しい機種で、円滑な学習ができるように努力して行きたいというふうに思っています。

委員（齋藤慶治君）今教育長から答弁あったんですが、債務負担行為を起こすことによって関連の負担というのは、膨大な感じにはならないと思うんですけどもね。新しい機種交換してもですね。もし財政の関係で、教育関係だけではどうしてもあの教育長との関係では予算的なものが一番多分やりたいんだろうけどもね、したいんだけど、やはりお金の方でということなんですけども、もし簡単に例えば財政の方でこの新しい機種、物によって違うんですけど、債務負担行為でならしてやれば、何とかなるんじゃないかなとは、私の素人の考えなのか、そこら辺もし財政課長、もしその辺でこの財政運営でやっぱり難しいのかね、やはり1円でもやはり節約するというのが担当課の責任だろうけど、私は債務負担行為をうまく使えばですね、もう切れているんですからね。切れて、今年もまた1年、今年で2年目ですよ、再契約というのは。ふと、来年1年後にそういう議論するとき、できれば、来年には出来るような形でですね、今から今年度再検討できる項目予算範囲なのかね、その点だけ質問し、最後にしたいと思います。

財政課長（島田忠哉君）はい。

なかなかあの厳しいご質問だということに受け止めさせていただいておりますが、確かに議員さんご指摘のとおり、また教育長の答弁のとおりですね学校教育については常に最新の知識を持って、教育環境を整えたいというふうな願いは、皆さん共有なものというふうに理解しておるところでございます。で、こういったものの機器更新にかかる財政支出、これがどうなのかと、いうふうなご質問でございますけれども、現状の中においては議員さんご理解のとおり大変厳しいものがあります。で、こういったものの

導入に向けた検討というふうなものについては、現在のところ行革努力なり、経費削減努力というふうな部分ですね。霞んでいる部分も事実ございます。そういった意味合いもありますけれども、今後につきましては、債務負担行為の活用なり、全体の財政出動需要、こういったものとの兼ね合い、総合的に勘案しながら、またあの町長さん並びに教育長さんともご相談させていただきながら検討させていただきたいと。で、今現在で可能かどうかというふうな部分につきましては、今後想定される財政支出もございますことから、ここで答えかねますのでご理解を賜りたいというように思います。

委員長（星 哲君）学務課長。

学務課長（清野庄一君）先ほど、どういうソフトかというふうなことですが、山中についてはウィンドウズNTでございます。それから、坂中につきましては、ウィンドウズ98のソフトでございます。

委員長（星 哲君）いいですか。齋藤委員。

委員（齋藤慶治君）はい。

今言われたように結構再利用、また1年間、もう1回再契約するとなると、また保守点検料けっこうかかると思うんですね。逆にね、それで子供たち含めて大事な時間を有効に活用するとき、相当なロスがあるということも現場のほうからもお聞きしてますので、町全体の財政を考えながらですね、最優先の措置としてですね、取り入れて欲しいと思います。以上です。

---

委員長（星 哲君）他に質疑ありませんか。はい、佐藤智之君。

委員（佐藤智之君）それでは、一般会計の11ページ、1款1項1目1節の町民税について伺いたいと思います。2月から3月に確定申告をされた方々が、それこそ深刻な顔をして帰ってくると、それは何かというと、町民税が19年度大幅に上がりそうだと、まあそういう声も大分聞かれておりますけれども、それである、この個人の目において今年度は5億3,926万5千円。前年度は、3億9,402万2千円、比較で1億4,524万3千円の増になる見通しとなっておりますけれども、この説明欄の具体的な項目ですね、前年と比較してどの項目がどの程度上がるのか、その辺を具体的にお答えをいただきたいと。まず1点。以上でございます。

税務課長（齋藤忠男君）11ページの個人の町民税の関係でございますけれども、ここに書いてありますとおり、改正の見込み額ということで、13億、1億3,944万6千円ですか。なにがしとありますけれども、この分が今回の、今回といいますか、税法改正の要するに所得税が減になって、あの地方町民税のほうに移行しますよってという部分でございます。

委員（佐藤智之君）ほぼこの部分についての増減で増えると、こう捉えてよろしいわけですか。

税務課長（齋藤忠男君）あの、議員さんのそのとおりでございます。

（手を挙げてとの声あり）

委員長（星 哲君）はい。税務課長、齋藤忠男君。

税務課長（齋藤忠男君）はい。只今議員さんが申したとおりでございます。

委員（佐藤智之君）具体的に、例えば年収、標準世帯で1世帯あたりどれくらい上げるのか、標準世帯の、その辺は課長の判断でお答えいただければ。

税務課長（齋藤忠男君）はい。

ちょっと標準世帯では今資料手持ちにはございません。それで調べ方としては、標準的な前に税法改正のときにお話したとおり、要するに町県民税が均等で10パーセントになったと、というような考え方からしてこのような形、試算した結果でございます。それぞれの家庭までは試算はしてはございません。ただ、前にもお話ししたとおり、その分が所得税では安くなると、それで前にもお話ししたとおり、300万円までの収入の人は、当然所得税がかかってない人は、そのとおり町県民税の方もかからないと、というような試算が国の方でも試算してございますので、見合わせとしてはその辺のところなのかなというふうに思っております。

委員(佐藤智之君)じゃ、次に移ります。37ページのこのですね。真ん中あたり、説明欄の、小学生海外派遣、失礼しました。その前に、前のページがございました。大変失礼しました。36ページでございます。15節の上から2段目8,000千円、庁舎維持補修工事請負費、これの具体的な工事の中身についてお尋ねいたします。それと、6目企画費の9節旅費の1,303千円、普通旅費の中身について、以上2点でございます。

企画財政課長(島田忠哉君)はい。

第1点目のご質問の工事請負費の8,000千円の予算計上の内容でございますが、これにつきましては、本庁舎、この庁舎の屋上ですね。ご覧になって、分かって、お分かりのことと思いますけれども、過去にアスファルトの漏水防止工事を施工しておりますが、経年劣化時により現在は、結構な雨漏りしている状況にある。従いまして、この漏水防止対策工事を施工したい。いうふうなものでございます。概算見積もりでございますが、全体では2,400~2,500万円ぐらいかかるであろうと、いうふうな見積もりをいただいているところでありますが、その内溝渠を三分割程度にやってみてですね、その最小の単位、今年度8,000千円計上してございますけれども、この工事を施工して、雨漏りがおさまればそれで終わり、もしおわらなければさらに範囲を広げる、っていう形で想定される金額規模としては、全体やった場合には25,000千円が見込まれるが工法の検討によって、8,000千円で当座やりたいというふうな考えでございます。以上でございます。

委員長(星 哲君)もう一点について。

企画財政課長(島田忠哉君)はい。

普通旅費1,333千円の、内訳でございます。国・県等に対する陳情経費、また旅費、そして姉妹都市である伊達市、本年度につきましては、平成19年度につきましては、伊達市が会場となって総会等が開催される、これに伴います旅費関係でございます。こういったものを加えまして、小学生の海外派遣事業の随行者旅費3名分計上しております。なお、この小学校海外派遣事業につきましては、政策的な部分もございます。これにつきましては、町長が変わられたということもございまして、この実施にあたりましては、速やかに町長と相談をさせていただいて、その実施か否かの部分について判断する必要はございますが、募集時期等のかみ合いから、当初予算に計上する必要があったというふうなことで、こういったものを計上したものでございます。以上でございます。

委員(佐藤智之君)ただいまの普通旅費に関連いたしますが、次のページの37ページの小学生海外派遣事業補助金、1,725千円、これが今課長が答弁された中身と捉えてよろしいんでしょうか。

企画財政課長（島田忠哉君）はい。

先ほどの旅費の中で申し上げましたのは、職員随行旅費、そしてただいまの補助金の関係につきましては、佐藤議員ご指摘のとおりでございます。参加者である小学生に対する2分の1の補助金15名分を措置している内容でございます。以上でございます。

委員（佐藤智之君）次に58ページの20節扶助費の中の、自立支援介護給付費、知的、71,464千円、その下の同じく（精神）これが1,053千円、それからひとつ飛んで同じく身体、31,832千円、各項目の、いわゆる対象人数って言いますか、中身について伺いたいと思います。それと。福祉タクシー助成事業費、2,106千円。燃料費助成事業費、2,650千円。それから、心身障害者医療費事業費助成金、その中身についても伺いたいと思います。以上でございます。

保健福祉課長（島田定一君）はい。

大分件数が多いんですけども、議員さんご存知の様に昨年の4月から自立支援法が施行になりまして、それまで自立しておりました支援費制度から、一律支援によるサービス移行したと。一番目の自立支援介護給付金、この分については施設入所、にかかわる部分でございます。入所、通所、生活介護、共同生活介護等で39名分でございます。自立支援介護給付精神の部分でございますけれども、これは居宅介護でホームヘルプサービスの分でございます、精神の。自立支援介護給付（身体）ですけれども、これは身体の施設サービス等でございます。あの施設サービス、あとホームヘルプ身体介護とか家事援助、短期入所等でございます。利用している方は、23名。福祉タクシーと燃料費っていう部分については、身体障害者の方のサービスっていうことで、タクシー利用券かもしくは燃料助成のどちらかを選択していただくっていうことでございます。一応、福祉タクシーの方には130人、燃料では200人を見込んでおります。心身障害者医療助成でございますけれども、これはあの重度心身障害者の医療費ということございまして、社会保険、国民健康保険、老人保健それぞれ分かれております。そのトータルが30,202千円ということでございます。以上でございます。

委員（佐藤智之君）はい。

105ページの上から2段目の15節工事請負費、17,298千円、中学校施設改修工事請負費となっておりますけれども、この中身ですね。中学校できて新しいのに改修工事が必要な箇所が出てきたのかどうか、疑問に思われますが、それと106ページの幼稚園費、19節負担金補助金及び交付金で11,651千円、私立幼稚園就園奨励費補助金、11,097千円、この中身でございますが、例えばあの1世帯当たり、所得に応じていろいろ違って来るんでしょうか。その辺の概要についてお答えをいただきたいと思います。

学務課長（清野庄一君）105ページの15節。工事請負費でございますけれども、中学校・小学校の給食調理場、坂元小学校、坂元中学校統合して、調理場を改修すると、その改修経費でございます。坂元中学校の給食室を改造して行くとその経費でございます。それから106ページ。幼稚園の就園時補助金。これ中身というふうなことでございますけれども議員さんご指摘のように所得に応じて単価が違います。それから、第一子、第二子、第三子とおのおの単価が違いますけれども、所得に応じて補助の単価が区分されていると、補助額が違ってくると、そういう内容でございます。

委員（佐藤智之君）はい。

最初の105ページのもう一度確認いたします。中学校のこれは、坂元小学校、中学校の給食室を統合して一箇所にすると、こういう内容でよろしいのでしょうか。

委員（清野庄一君）そのとおりです。

委員（佐藤智之君）はい。

それと、私立幼稚園の奨励費ですが、対象者は何人位になるのでしょうか。

学務課長（清野庄一君）はい。

幼稚園全体です、約300ほどになります。幼稚園児数、ただその中で、この補助の対象になる、先ほど言いましたように所得に応じて対象者が決まってくるわけですが、約半分の150人というふうに見ております。

委員（佐藤智之君）107ページの19節、負担金費補助金及び交付金の190万円の中で、一番多いのですね。岩沼市・亶理町・山元町視聴覚教育協議会負担金。818千円負担金の中では比較的金額が大きいとこの様に思いますけれども、この具体的な中身ですね。視聴覚教育ってということでしょうか、具体的にどのようなあの活動をされているのか。その中身について伺いたいと思います。

委員長（星 哲君）はい。生涯学習課。岩佐班長。

生涯学習課班長（岩佐孝子君）はい。

ただいまのご質問ですが、事業内容につきましては、亶理、岩沼、山元町と1市2町で行っておりまして、事業につきましては宮城県の自作視聴覚教材コンクールと視聴覚教育メディア研修カリキュラム等の事業を行っております。それから、それに付随するいろんな事務事業も行っております。

委員（佐藤智之君）はい。

その事業の開催頻度って言いますか、どれ位の割合になっているのか。あるいは、各学校毎なのか、全体で行われているのか。

生涯学習課班長（岩佐孝子君）はい。

各学校において行われる場合もありますし、広域的に行っている場合もございます。来年度ですが、それにつきましては、あの視聴覚教育メディア研修会、後は16ミリの技術講習会と郷土教材の政策推進等も行っていく予定になっております。

委員（佐藤智之君）はい。

最後の質問といたします。115ページの下から2番目15節の工事請負費、1,200千円体育文化センター補修工事請負費となっておりますが、工事の中身について伺います。

生涯学習課班長（岩佐孝子君）はい。

ただいまの工事費でございますが、体育文化センターの屋根塗装修繕費でございます。

---

委員長（星 哲君）他に質疑ございませんか。はい、伊藤隆幸委員。

委員（伊藤隆幸君）はい。

私から2点について質問させていただきます。ページ数は、84ページです。林業総務費の中から、7節賃金と13節委託料と2款の林業振興費の中で、13節の松くい虫防除事業委託料、松くい虫被害木調査委託料についてご質問します。中身について、お尋ねします。

委員長（星 哲君）産業振興課長、小泉 仁君。

産業振興課長（小泉 仁君）まず賃金ですけども、海岸線に松林ございますけども、この巡視を毎月1回点検していただいている賃金です。それから、委託料ですね。13の委託料につきましては、あの梅香園の脇にある潮騒の森、のですね、草刈管理してます、その委託料でございます。次にこれは、書かれているとおりですね。松くい虫の防除ですけど、人力による防除作業っていいですかね、その委託料でございます。以上です。

委員（伊藤隆幸君）前々青松白砂っていう山元町のたとえどおり、青い松林、そして限りなく続く青い海原っていうことで、山元町称されたと思っています。そして、松は松くい虫によって、赤茶けた松になって、そしてそのたとえも死語になりつつあります。ですから、県から委託でもあってやっているとしたいと思いますけれども、そのような状況いかがお考えか伺います。

産業振興課長（小泉 仁君）はい。

議員さんのおっしゃるとおりです。せっかくの松が枯れてしまってるのは、非常に嘆かわしいことでございます。それで町有林を中心に、地上散布と樹幹注入とかを行いまして松の延命に努力しているところでございます。以上でございます。

委員（伊藤隆幸君）はい。

それでは88ページ。7款3目の観光費、19節負担金、補助金及び交付金について伺います。四方山観光開発協議会負担金、それとデスティネーションキャンペーン、磯浜観光協会補助金、牛橋観光協会補助金、についてどのようなのか伺います。

産業振興課長（小泉 仁君）はい。

まず四方山観光開発協議会負担金でございますけども、これは、角田市、亘理町、山元町1市2町で組織しております協議会でございます。それで、四方山の周りの環境整備といいますか、トイレとか水飲場とかありますけども、そちらについての維持管理する負担金でございます。それから、デスティネーションキャンペーン、っていいものは、仙台南デスティネーションキャンペーンと申しまして、自治体とJR、JR東日本ですね。一緒になりまして宮城県に観光客を誘致しようということで、平成20年度までに行う事業でございまして、この間県知事が宮崎県でしたか、「美味しくに」ということで、ちょっとクリームがついたようですが、あの事業でございます。三重県からクリームがついた、「美味しくに」というタイトルがありましたけども、その事業でございます。それから、磯浜観光協会と牛橋観光協会につきましては、磯浜地域の、地区の観光、美化とかですね、そういうきれいにしていただきますと、牛橋についても同じでございまして、そのほうに補助金をだしております。以上でございます。

委員（伊藤隆幸君）1市2町で観光協会っていうか、四方山観光協会をやっているわけですけども、私は数少ない観光の名所と捉えています。そこで、整備員なり一市二町がお金を出し合って、整備しているわけですからその開発の状況は、そこで町長はやるかやらないかっていうか、その補助金の額が適正か適正でないかお伺いいたします。

委員長（星 哲君）町長、大條君。

町長（大條修也君）私まだそこまで調べておりませんので、これから勉強してまいります。

委員長（星 哲君）暫時10分間休憩いたします。

午後 1時45分 休憩

---

午後 1時55分 再開



委員長（星 哲君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ありませんか。はい、阿部議員。

委員（阿部 均君）町の公共事業の入札についてお伺いいたします。町長就任後ですね、町長さん、会社の会長さん、それから会長さんをなさっておったわけでございますけども、現在もその職にあるのか、伺いたいと思います。

町長（大條修也君）現在もその職にあります。

委員（阿部 均君）我々議員はですね、地方自治法、それから関連する法律ですね、兼業それから兼職の禁止ということで厳しく律しられております。読みますと、議員は住民全体の代表者として公共に奉仕する職責を担っているから、その職務に専念するとともに、公正にその義務を果たさなければならない。というように、厳しく律し、そういう内容になっております。町長は兼業、兼職の禁止ということについて、どの様な認識を持っておられるか伺いたいと思います。

委員長（星 哲君）暫時休憩をいたします。

午後 1時56分 休憩

---

午後 1時58分 再開

委員長（星 哲君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。阿部委員。

委員（阿部 均君）町長が役員をしている企業はですね、公共事業等の請負はなさっておられますか。

町長（大條修也君）公共事業に関係している会社もあります。

委員（阿部 均君）はい。

いま役員ですね、私も先ほど申し上げたんですけども町長職に専念する気はございませんか。

町長（大條修也君）はい。

町長職に専念しているつもりです。

---

委員長（星 哲君）他に質疑ございませんか。はい、森 茂喜君。登壇願います。

委員（森 茂喜君）私は、町長に関連のある部分で、質問させていただきます。先ず1点はですね、112ページの13節委託料の中でですね、大條家史料仮表具補修委託料52千円のこと、これどういう史料なのか、これ教育長さんひとつお知らせいただきたいと思っております。生涯学習課でお願いします。

委員長（星 哲君）はい、教育長。

教育長（佐々木陽一郎君）私の記憶に基づいてお答え申し上げたいと思います。この委託料はですね。前に、内山さんの方からお譲りいただいた大條関係、大條関係っていったらいいか、内山さんが大事に保管していた史料がございます。それがですね。歴史民俗資料館で、保管をしております。これは、町のものに所有がなっております。それを、例えばあの書とか絵画ありますね。そういうのを表具をして町民のかたがたの閲覧に供するというために、表具をする。その委託料であります。

委員（森 茂喜君）はい。

町長に今度お尋ねいたしますけども、町長この資料ですね。町長に就任されてから、

多分頂戴して見ておられると思いますけれども、それで町長さんにお尋ねするわけですが、これ私の総務課の所管の部分なんですけどもね、課長ではお答えることのできない部分について、お尋ねをするわけです。今日は総括でありますから。尋ねる部分です。31ページ。一般管理費の中の、2節給料、その給料の130,132千円のことについて、町長さんの見解をお尋ねするわけですが、これ骨格予算ということでもありますから、町長が立候補して当選される前に査定された金額だと思っただけですが、この中でですね、当然町長さんの分もあるわけですよ。そのことについては、多分町長さんにお尋ねしても分からないというふうに答えるでしょうから、総務課長、町長の方はいくらだったのか、金額をお願いします。

総務課長（齋藤邦久君）はい。

それではお答えいたします。これは、当初予算ということでございまして、今年度の1月に、新年度予算を組んだというふうな経緯がございます。それで、ここの13億のなかにはですね。特別職と総務で職員を持っている分ということで、三役と職員31名の分。あわせて13億円というふうなことでございます。1億3000万というようなことでございます。この中の、特別職分として1660万ほど入っておりますが、その中身につきましては、町長分の前の附則で規定しております15パーセント減の新年度分と、それから助役分の1年分と。それから収入役さんの6月30日までの分というふうな中身と、それから、その中身ですね。その三役分の給料が新年度予算としてその分計上したというふうな内容でございます。以上です。

委員（森 茂喜君）総務課長に尋ねたのは、町長の分について何百万だったのかということをお聞きしたんです。

総務課長（齋藤邦久君）はい。

町長につきましては月71万5700円で計上しております。その12か月分という形で計上しております。

委員（森 茂喜君）そこでですね、町長にお尋ねしますけれども、町長は、30パーセント報酬をカットするというふうに公約をして、わたしも当然一般質問と、この前の30パーセントカット逆に出されたときにですね、質問しました。しかし30パーセントカットという分については、議会は認めていますから、私もどうこういうつもりはないのですが、その30パーセントいくまでの間にね、町長は、15パーセント、マイナス、プラス15パーセントあわせて30パーセントだよと。っていうふうに何度かお答えになりました。15タス15は30だと、議案の中にもそう書いてありました。ですから私も、最初申し上げてきたのはですね、町長の公約はこの前休憩時間に申し上げましたけれども、これは、すでに15パーセント、カットされて前町長は、71万5,700円。月支給受けていたわけですよ。そこから、15パーセントカットして、今度は大條町長がですね、58万9,400円。その支給されるわけですが、これでは、町長はですね、町長になるために、政治家としての判断として、私は30パーセントカットするよということ、公約にして当選したからには、これは有権者に対して契約を結んだということに解釈してもいいはずなんです。ですから、約束を果たさなきゃならないという責任があるのに、15パーセントだけのカットでは私は30パーセントしたよっていうのでは、ちょっと理屈に合わないのではないかと、思うわけです。要するに、この予算の中でも、15パーセントカットした額で、計上されているわけですから、町

民だって納得できるわけないと思うですよ。その辺のところ、町長は15パーセントカットして、自分の分ですね。すでに15パーセントカットされているわけですから、それで両方合わせて30パーセントだったと、いうことをですね。やはり公の場で、私よくこの15パーセントカットされていたということが理解していなかったんだと、お答えになりましたよね、分からなかったと。ですから。町長の公約は30パーセントカットでなくて、15パーセントカットだったと、いうふうに表明すべきが正当な報酬のカット、ということの、町長の表明になるんじゃないでしょうか。そのことについて、どうですか。

(休憩動議の声あり)

委員長(星 哲君)休憩の動議が成立しましたので、休憩したほうがよいか、しないほうがよいか、皆さんにお諮りいたします。それでは、休憩についての賛成の方の挙手をお願いいたします。賛成少数のために、このまま入ります。

委員長(星 哲君)はい、町長、大條修也君。

町 長(大條修也君)前回申し上げましたとおり、私が立候補するにあたり、マニフェストを作っている段階では、私は町長の給料は現状の規定のままだという判断でそこから30パーセント、ということで作ったんです。ですから、すでに15パーセント前町長が引かれていたのは知らなかったことです。以上です。

委 員(森 茂喜君)はい。

ただいまの町長の回答によりますと、15パーセントカットされていたということはわからなかったということでもありますから、従って、その30パーセントという答えが出て30パーセントカットとこの前就任したわけですけども、中身は15パーセントしかしてませんよね。結局、条例で定められた町長の給料からではなく、既にもう予算にも計上されているんです、15パーセントカットされた前町長の給料というのは。要するに、15パーセントカットされているわけですよ既に。これは、条例でなくて附則の分で、行財政改革というものがスタートした時点で、すでに15パーセントカットして、三役さんの部分についての給料は支給されていたわけです。ですから、当初予算の中で、15パーセントカットしたその報酬の予算を計上しているわけです。ですから、それを既に前の三役さんたちがね、15パーセントカットされて支給されていたのを、ずうっと最初の条例で定めている15パーセントカットされる以前の所から計算して私は30パーセントというのでは、町長の公約については筋がたたず、全く町民が納得いかない。私も納得できません。15パーセントしかカットしてないんですから、すでに15パーセントカットされているんですから。答えは30パーセントでいいんです。これは、15、15で30パーセントですから。だけでも町長の分については、15パーセントしかカットしてないんですから、やはり公約は15パーセントだけカットして、30パーセントというふうになったんだということをやっぱり公の場で言って頂かなければこれは、公約違反になるというふうに思うし、町民も納得していないというふうに私も、一部町民から言われていますから。ですから、町長には分からなかったとおっしゃってるんですから、そのことは分からなかったが、私は予定どおり、30パーセントカットするために15パーセント今回カットしますっていうふうに、表明していただければ私は納得いたします。

町 長(大條修也君)はい。

先程申し上げたとおり、私はわかっておりませんでした。

委員(森 茂喜君)分かっていなかったって言うことですから、私もそのことについては、どう  
こういうわけではありません。ただ結果としてわかっていなかったために、15パーセ  
ントだけカットして、30パーセントになったっていうことをですね。公の場で表明して  
いただければいいんです。30パーセントカットしたんじゃないんですから。そういう  
ことです、私が申し上げているのは。(休憩動議の声あり)

委員長(星 哲君)私の発言で休憩いたします。

午後 2時16分 休憩

---

午後 2時26分 再開

委員長(星 哲君)再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。町長、大條修也君。

町長(大條修也君)本則から30パーセントということで、私は決めたわけですから、町民で  
ご理解いただけない方には、その都度ご説明いたします。

委員(森 茂喜君)それは、町民に説明をするということは、公の場で説明をするということ  
でございましょうか。

町長(大條修也君)はい。

その都度ご説明いたします。

委員(森 茂喜君)はい。

その都度というのは、どういうことなのか、ちょっと理解しかねるんですけども。も  
う一度お願いいたします。

町長(大條修也君)・・・

委員長(星 哲君)はい。休憩、10分間。

午後 2時27分 休憩

---

午後 2時35分 再開

委員長(星 哲君)再開をいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。町長、大條修也君。

町長(大條修也君)はい。

私の先程申し上げたことについて、私と、解釈の違いというものを議会広報に載せて  
頂いて理解していただくというふうに考えます。

委員(森 茂喜君)はい、そうすると、町長がおっしゃってたことは間違いだったということで、  
私が理解してよろしいんでしょうか。

町長(大條修也君)はい。

あくまでも解釈の違いでございまして、私が間違っただということではないと思います。

委員(森 茂喜君)はい。

解釈の違いという町長がおっしゃるのは分かりますけども、町長が示されたあの選挙  
公報のなかに書いてある30パーセントというのはね、何回も議論してきたような非常  
に誤解を招き易い公約だったわけですよ。だから、それを分からなかったという部分も  
あるので、あれは間違っただというふうにさえいってくればそれでいいんですし、そ  
の公報で、そのことを広報に掲載してですね、町民に出すということであれば、私は納

得しております。だけれども、間違ってたんじゃないのっていう部分があるんでね。町長、わかんなかったでしょう。本則から30パーセント、の報酬カットですっていうことを。ここの場に来て、事務方さんからそういうふうに言われたから町長はそういうふうに、ああそういうことだったのかと、わかったんじゃないんですか。

町長（大條修也君）はい。

本則っていうのは、80数万のことだと思うんですが、それは最初から聞いておりました。それから30パーセントということで、私は載せたわけですから、その辺ご理解いただきたいと思います。

委員（森 茂喜君）はい。

そうすると本則からの、本則の給料80何万かっていうのは理解していたけれども、行革のなかで15パーセントずつ三役の給料がカットされていたことは知らなかったと、そういうことですか。わからなかったと、おっしゃったんですから。

町長（大條修也君）はい。

15パーセントというのは私存じておりません。

委員（森 茂喜君）はい、しつこいようですが、この辺だけはよく確認させていただきますけれども、そうすると町長はですね、町長報酬80何万かっていうのは、どこでわかっていたんですか。それ分かったのに、どうして行革をやった町がですね、15パーセントカットして三役さんに、給料を支給しているっていうだけが、その部分だけ分からなかったのは、私、変だなあと思うんですけれどもね。

委員長（星 哲君）暫時、休憩いたします。10分間。

午後 2時39分 休憩

---

午後 2時48分 再開

委員長（星 哲君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。町長、大條修也君。

町長（大條修也君）はい。

30パーセントと15パーセントという解釈の違いをですね。議会広報に載せていただいて、町民に知らせるということでよろしくお願いします。

---

委員長（星 哲君）他にございませんか。はい。遠藤委員。

委員（遠藤龍之君）1点目は、一般会計の全般、全体についてご質問となりますのでページを示すことはできません。先程からお話ありました今回の予算は骨格予算というふうに位置づけられていると、ということですが、この1年間の施策あるいはあの投資的事業、どのように考えているか、公約に照らしてですね。町長にお伺いいたします。

委員長（星 哲君）町長、大條修也君。

町長（大條修也君）はい。

出来る限り、公約に沿うように努力いたします。

委員（遠藤龍之君）そういった現状っていいですか、前提はよろしいです。その前提にたっとう考えているのか。諸々の、この骨格予算であることについては、そのとおりだと受け止められていて、それで、何で骨格予算なのか、っていうことになるわけなんです。ですけれども、その辺のご理解はしておりますか。それでは。

町長（大條修也君）はい。これから、業務のことすべてを勉強してやってまいります。

委員（遠藤龍之君）はい。

町長、大変申しわけないんですけど、町長就任からは確かにまだ半月、当選してから1か月以上経つんですね。そして、この予算書、これも当然ちょっと失礼な言い方になるかもしれませんが、当然目を通して、そして分からないものについては、確認しながらこれまで進めてきたと思うんです。これは、ここに名前がありますように、提出者山元町長大條修也となっているんです。町長が、この予算書を我々に示してそれでよいかどうか、審査してくださいと、そしてこれが町全体の生活を、住民の暮らしを守るといいますか、維持するそういう重要な予算書なんです。当然、骨格予算であるということから、今度、町長なぜ骨格予算なのかということは、この間の構成変換があって、町長の意見が戴けないと、いうことで取りあえず骨の部分措置しておいて、そして後町長の公約に沿ったものを、ここにこう入ってくるということになるかと思うんですけども、それ早めに入らないと当然この1年間のうちで処理できなくなる。というようなこともあるんですけども、そういう状況なんです、いま。それ、今から勉強しますとか、といわれると大変私たち情けなくなるといいますが、そうすつとね、今日の審議、このこういったことやる必要ないんです。正直言いまして。その辺についてどう思いますか。

委員長（星 哲君）町長、大條修也君。

町長（大條修也君）・・・

委員長（星 哲君）10分間、休憩します。

午後 2時52分 休憩

---

午後 3時 2分 再開

委員長（星 哲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、大條修也君。

町長（大條修也君）はい。

町の予算につきましては、政策的予算を除く骨格予算として編成したところであり、今後政策的性質を有する事業などについては、私の公約との整合性をはかりながら、ご提案申し上げる予定ですのでよろしくご理解いただきたいと存じます。

委員（遠藤龍之君）はい。

なるとしたら、そういうふうになるかと、いうふうな受け止め方はしているんですけども、なかでも、これだけはこうやりたいなあ、やらなければならないなあと思うようなものは当然あってしかるべきだと思うんですが、そのことについては、時間もあれなんですから、今のよう形で進めてほしいというふうに思います。課長にお聞きしたいんですが、その公約を果たすためにこの1年間、あとどのくらいの余裕といえますか、投資的経費、公共事業に対してどのくらいがその、町長の公約を果たすために、使用される、できる予算はどの程度確保しているかお伺いいたします。

企画財政課長（島田忠哉君）はい。

ただいまのご質問でございますが、公約については、町長任期中の公約というふうには理解されるところでございますが、公約のすべてを具現化というふうなものについては、当然想定しておりませんが、比較的政策性を有する投資的な事業というふうなもので考えた時に町長の公約をどれだけ入れ込むか、っていうふうな事業量の問題もござい

ますけれども、当初私どもの編成過程におきまして、約80,000千円から90,000千円位の投資的事業が見込まれるのではないかと、いうふうに想定しておるところでございます。当然そのなかには、補助事業とかですね。それが単独事業かによっても事業量が違ってまいりますので、この辺についてはおおよそ見込みという程度でご理解をいただければ幸いです。

委員（遠藤龍之君）はい。

80,000千円から90,000千円、この財源で補助等々も使って膨れ上がるというふうに受け止めていいですか。実は例年だと、67から80億、今回4億という提示されているんですけども、今年1年、あと変わり私もこの1年間で公約すべてやれてなんていうことは言ったつもりもないし、言った覚えもないし、そこまでのことは私は伺っていくつもりはありませんので、その辺逆に理解していただきたいというふうに思います。

企画財政課長（島田忠哉君）はい。

ただいまの遠藤さんのご意見につきましては、充分理解させていただきましたので、なお、ただいま申し上げました80,000千円から90,000千円の関係でございますけれども、現状においてこういうふうな事業必要であろうという見込みのもとで、係る需要額を見込んだというふうなことでございまして、ものの中には当然その地方債活用してと、いうふうな部分もございまして、すべて一般財源かという、何件かは地方債もこのなかに入ってますので、その分は割り引いてお考えをおいていかないとだめなわけでございますが、一般財源の量としてみたときにはどうかと、いうふうなことになろうかと思っておりますけれども、その場合においては、60,000千円から70,000千円かなと、いうふうになろうかと思っております。なお、それについても事業量そのもの、こういったものへも影響してまいりますことから、それが必ずしも全体だというふうなことで捉えられると、ちょっと問題がありますので、その分は割り引いてお考えいただければ幸いです。

委員（遠藤龍之君）はい。

なんとなく分かりました。次、一般会計の11ページ。1款町税、1項町民税、2目法人町民税についてお伺いいたします。財務省の省令変更で設備投資の原価償却制度が見直され、地方には法人住民税と法人事業税の減収として現れる。ということが言われているんですが、山元町にはその影響というのは現れるのかどうか、についてお伺いいたします。

税務納税課長（齋藤忠男君）今回の19年度予算につきましては、前年度よりも800万ほど多く見込んでおります。一寸、景気の回復がしてきたんで、法人税割のほうが上がらんじやないのかなあと。今確かに遠藤議員さんがご指摘したように、そういったことも、やはり考えはしなくちゃいけないのではないのかなあとという思いではあります。

委員（遠藤龍之君）はい、あの制度改正に伴う影響と、いうことのようなんですが、その辺の事情については、あの受けておりますか。

税務納税課長（齋藤忠男君）ちょっと、把握してませんけども、新聞等でいくらか認識だけはしてございますけども、はっきりと認識はございません。

委員（遠藤龍之君）はい。

また、なんていうんですか、そのへんのシステムよくわからないんですけども、こう

した見直し等があったときに、この町までおりてくるのは、相当長い期間がかかるのでしょうか。そういう話はまだ来ていないということで、受け止めていいんですね。

税務納税課長（齋藤忠男君）そのとおりでございます。

委員（遠藤龍之君）はい、なんとなく疑問も残りますが、分かりました。次3点目。19ページ、の14款、国庫支出金の全体についてお伺いいたします。三位一体改革による、国保補助負担金の削減で、地方政治にその影響が現れておりますが、山元町ではその影響が現れているかいるかどうか、お伺いいたします。19ページ、国庫負担金すべて、全体にわたって聞いてます。国庫負担金、補助金。

企画財政課長（島田忠哉君）はい、あのご質問について再度確認させていただきますが、19ページの民生費国庫負担金の全部、（14款国庫支出金全体について伺っています。国庫補助負担金という意味ですね。三位一体改革に伴う。という声あり）この部分につきまして、税源移譲とか、交付税措置云々とか、もろもろございますけれども、それが必ずしも100パーセント税源移譲されているわけでもございませんし、仮に税源移譲された部分についてもですね、町民税なんか、そうかと思えますけれども、それはひいては徴収率というふうなものにも跳ね返ってまいりますし、税源移譲になった費目については、基準財政収入額100パーセント算入されると、従って徴収率との乖離部分が影響というふうにも見込まれるところでございます。従いまして、これらの制度改正によって地方財政については、少なからず影響はあるものというふうに理解をしておるところでございます。

委員（遠藤龍之君）はい。

私も不安だから聞いているんですけども、税源移譲された住民税の税収に、これも一般的に言われていることなんですけども、地域差が大きくて住民税の少ない地方では財源が不足すると、国庫補助負担金の削減を補えないところも生まれてくるというような、マスコミ等々で言われている、心配されているということから、その山元町はどの辺の位置にあるのかなあという不安から確認して、細かい数字等々ということではなくてね、山元町の1万7,000、8,000人のレベルというのは、こういったことに言われている、少ない部分にあるのか、普通の部分にあるのか、多いところにあるのか、その辺の確認をしたかったわけでございます。以上です企画財政課長にお願いします。

企画財政課長（島田忠哉君）1万7,500、数百の人口、これが日本の自治体の中で、どの程度に位置するのかということでございますけれども、残念ながら、その部分については、今お答えできかねる訳でございますが、この行政経費っていうふうなもので捉えたときには、10万人規模が標準というふうなことで、地方交付税の費目対比表なんか想定されていると、いうふうなことでございますので、そういった兼ね合いから考えますと、山元町は国が見込んでいような行政規模には、なっていないというふうな部分での理解でございます。

委員（遠藤龍之君）次に移ります。117ページ、公債費についてお伺いいたします。これまったく制度改正に伴うことについてなんですけども、公債費負担の軽減措置、があると示されているわけですが、それらの対応について山元町としてはそうした措置をどの様に受け止め、対応できる部分があるかどうか、それらの対応について深く財政課長にお伺いいたします。

企画財政課長（島田忠哉君）はい。



ただ今のお尋ねですが、遠藤議員さん、さすがにこういった情報に敏感に反応されている、大変勉強されておるといふことで、逆に私ども教えていただかなければならないのかな、なんていうようなこともちょっと個人的に感じたりするわけですが、この関係の情報につきましては、18年12月末に、国から情報ってというような形でこう流れて来ておりました、この部分につきましては、財政融資資金、簡保資金の保証金なしの繰上げ償還というようなことでございます。国のほうのやつを見ますとですね、3兆3,000億円程度以内とか、簡保資金に5,000万円以内の中で処置をするみたいなことで、検討、考えておられるようでございます。そして、これを山元町に置き換えた場合どうかというふうになるかと思いますが、この借り換え高利の部分の借り換え、利子に対する財政支援というふうになりますと、今示されているものでは、金利5パーセント以上のもの、金利6パーセント以上のものと、そして金利7パーセント以上のものと、言うようなことで3段階に区分になっておるようでございます。このいずれにつきましても、実質公債比率というふうなものが、助成措置を受ける際のひとつのハードル、基準というふうなことになっているようでございます。ちなみに金利5パーセント以上のものについての借り替えが認められるものの実質公債比率の割合というふうなことになりますと、18パーセント以上の実質公債比率の団体についてのみこれが認められると、金利6パーセント以上になりますと、実質公債比率が15パーセント以上の団体と、いうふうになってまいります。金利7パーセント以上と、いうふうなことになると、さらにですね、実質公債比率が15パーセント未満であるが、経常収支比率から財政が著しく硬直化していると認められる団体、財政状況が著しく低い団体、というふうになっておるようでございます。こういったことの基準がございまして、しからば、山元町はというふうになってまいるかと思えますけれども、幸か不幸かっていうふうに表示する、これもちょっと大変語弊があるかも知りませんが、14.9パーセントというのが公表されている実質公債比率でございます。従いまして、この条件には該当しない自治体にあるというふうなことで、私どもは見込んでおる所でございます。なお、この確たる部分については、今後関係部局とも相談させていただきながらですね、仮にこれが該当なれば当然借り換えを進めるというふうなことでの財政負担の軽減と、いうふうなことも念頭において検討していきたいというふうにご考えておるところでございます。以上でございます。

委員（遠藤龍之君）はい。

確認しますが、実質公債比率、相当高い団体が対象になるということのようですが、実質公債比率で、破綻というのはどこまで高いという表現になるのか、それとね、解釈の違いということになりますでしょうから、その後求めませんが、逆に言いますと、山元町はまだ財政には健康体だということから、こうした折角の制度が受けられない、いうようなことで受け止めていいのでしょうか。これ全国レベルね、財政事情が厳しいというのは、これはどこも大変だし、この山元町も現実において厳しいというのは、そこまでは自覚しているわけですが、このことから言ってみると、健康体までは行かなくても全国レベルで言えば破綻寸前であるような財政状況ではないと受け止めていいのでしょうか。知識的なこととしてお伺いいたします。認識といたしますか。

企画財政課長（島田忠哉君）はい。

基準が幾らの数値ならどうだというふうな部分については、解釈それぞれの解釈・基

準・土台によって相違が生じてまいるだろうというふうにと考えるとありますが、実質公債費比率でも将来負担についてもしかりでございますけれども、なければならぬに越したことはないわけでございまして、現在の山元町の14.9がそれが適正なのかというふうなことになるかと、くどいようですが、はっきりこうだということは申し上げかねると。ただ、全国の自治体比較の中では中位程度、宮城県においてもですね各種財政分析指数、そういったもので見たときには中等位程度というふうなことでございます。当然こういった現在があるのも議会の委員の皆様をはじめですね、町民の皆様のご理解をいただきながら、また組織一丸となって行革努力なり、そういったことに取り組んできて現在があるということでございますので、今後についてもやはりそういった考え方というふうなものを引き続きやっていかなければ駄目であろうと理解されるところでございます。

委員（遠藤龍之君）はい。

これまでの山元町の財政運営は概ね町民の暮らしを支えていく上で健康とはいえませんが、大きな問題、失政というものはなかったというふうには受け止めているわけですが、この点に関しては町長はどのように認識なされていますか。山元町財政の現状について。

町長（大條修也君）はい。

まだ私はよくわかりません。これから数字勉強してまいります。

委員（遠藤龍之君）はい。

ちょっと本当に申しわけないんですけども、町長は公約の中でもこれまでの選挙の中でも山元町財政は大問題だと。大問題だと言う以上は山元町の財政について、あるいは全体の地方政治の財政について十分に調査・勉強・研究なされた上で、これは山元町の体制は明日にも破綻するというような大変さを町長自身が受け止めて、これでは駄目だ町政の流れを変えようということで公約にも掲げて、そして町民に訴えて、いま現在ここにありと思うんですけども、いまから勉強します、既に勉強はなされていることだと思っておりますけども、こと財政についてはですよ。もう一度伺いいたします。

町長（大條修也君）はい。

立候補する以前から町は大変だ大変だという町民からのお話で数字まではよくわかってません。

委員（遠藤龍之君）はい。

先ほど来の話なんですけど、町民から、町民というのが1万8,000すべての町民の声なのか、一人二人の町民の声なのかいろいろあると思うんですけども、その際にこうしたことの事実の確認というものはそれではなさらなかったと。公約を作る際にも選挙に臨む際にもそうして事実の確認はやってこなかったと。そして周りの町民の訴えをそのまま、臨んでこられたというふうには受け止めていいわけですか。ですね。

町長（大條修也君）はい。

町民の訴えを私はまともに受けただけです。

委員（遠藤龍之君）はい。

最後の部分聞こえなかったんですけども、その町民の声の、に対して、その声に対してその事実の確認はしなかったんですね。

町長（大條修也君）はい。事実の確認まではしておりません。

委員（遠藤龍之君）はい。

そしてその事実がいま課長の話の中でほぼ数字的にもその事実の確認がいまされたと、町とこの間とですね、されたと思うんですが、その辺の印象についてお伺いいたします。

町 長（大條修也君）はい。今うかがって私自身、認識不足だったと思っております。

委 員（遠藤龍之君）はい。

そういうことで今後頑張っていたきたいと思えます。

次に20ページ、23ページ。またあの公債費で申しわけないんですけども、この1款、公債費、1項、公債費ということでお尋ねしたいと。 違う、117ページでした、どうもすみませんでした。

これ単純に聞きます。公債費の内訳どうなっているのか、企画財政課長に。意味わかりますよね。お伺いいたします。

企画財政課長（島田忠哉君）はい。

一般会計の部分でございますけれども公債費の内訳ですが、18年末、今年度末見込みでお話しをさせていただきます。総額で残高75万 大変失礼いたしました。75億4,188万 。

委 員（遠藤龍之君）委員長もう一回。確認の意味で。そういう質問でねえ。

企画財政課長（島田忠哉君）すみません質問の内容。

委 員（遠藤龍之君）はい。

公債費725,263千円。の、数字ですよ今年度支払うの。この725,263千円の内訳を知りたいというわけなんです。とういのは何の分と何の分何の分と何の分が合わさって、725,263千円になったというふうに私は理解しているんですけども、そういう内訳の仕方をしている、まとめの仕方をしているということもあるんでしょうけども、質問の意味、中身わかったでしょうか。

企画財政課長（島田忠哉君）はい。

総額75億4,000万。その内訳でございますが、財源対策債、これが10億1,400万。

（「違う」との声あり）

企画財政課長（島田忠哉君）という意味ではないんですか。

（「支払額の内訳」との声あり）

企画財政課長（島田忠哉君）はい。

大変失礼いたしました。手持ちの資料ございませんので後ほど回答させていただきます。

委 員（遠藤龍之君）はい。

それではそっちからの企画財政課の資料としていただいた資料20ページについてお伺いするんですけども、この地方債残高推計、一般会計の現、財源対策債等々、これの性格についてお伺いいたします。資料、わかりますよね。19年度各種会計予算案、予算特別委員会資料。

企画財政課長（島田忠哉君）はい。

財源対策債でございますけれどもこれは地方公共団体の一般財源に極度の不足が見込まれる場合に臨時的な財源対策の一環として増刷される地方債だということございまして、通常債の充当率のアップあるいは適債事業の範囲を拡大することによって措置されるというふうな性質のものでございます。なおこの地方財源の不足というふうなも

のにつきましては、昭和51年度の地方財政対策において手当されたものでございますけれども、当時の石油ショックですね、それによる景気の落ち込み、これに係る景気浮揚対策の一環というふうなことで、はじめて創設された制度というふうなことになります。そして次に臨時財政対策債の関係でございますけれども、これにつきましては国の通常収支の不足分についてですね、地方財政計画上、地方交付税の原資となる法定5税、これらの不足分が国と地方の折半によって手当される性質のものということでございます。そして減税補てん債、これについては恒久減税の実施及び先行減税の実施等によって税収が当然少なくなってまいりますので、そういった減収分に手当をするために創設された赤字特例債というふうなことの性質のものであるというふうにいえるかと思えます。

委員（遠藤龍之君）はい。

私何を聞きたいか・・・これは地方自治体が借りたい使いたいといってできた借金じゃないですね。そのことを確認。これは国の責任において返済する分なのかなど。この資料にこうして、ここだけを特定して載せたというのは、資料として載せたというのは、そういうことなのかなというふうなことをそういうふうな受け止めたので、確認の意味でいまお尋ねしたわけなんですけども。例えば臨時財政対策債、いまもお話してますように、これ本来ならば国でよこさなければならぬ金を国が金がないからあんだら方で借りて、当分、当面借りて、そしてその分はあとちゃんと、そもそもあんだだ金の金なんだからその分は国で責任を持って返しますよというふうな金だと。私はそんなふうな受け止めているんですけども。ですから臨時財政対策債というのは全く地方交付税と同じ性格のものだと。いうふうな受け止め方なんです、私は。解釈が違えば駄目なんですけども。ですからこれは当然、国、ですから国は当然この分についてこれは地方交付税で検討、ちゃんと面倒見ますよと。面倒見るといのはおかしな話なんだけども。国でほいなくって。ということはこの分については地方自治体の独自の借金というふうな、地方自治体で作った責任のある借金なのかどうかということを確認して確認したくていま聞きました。解釈の違いそれぞれありますから私はそのように解釈しているんですけども。その点も含めて、その解釈についてお伺いします。

企画財政課長（島田忠哉君）はい。

解釈も含めていとなかなかどのようにお答えしたらいいのかという部分もございますけれども、この4つの地方債いずれもですね国の制度に基づくものというふうなことで、その不足財源についてこういったもので補てんをし、その元利償還金については交付税に算入されるというならば、インセンティブ効果というんですか奨励的なということで誘導施策、交付税措置をしますよというふうなことで借りた方が一般財源でやる方が借りて交付税で措置された方が利子の軽減図れるとかですね、そういった部分があることも事実でございます。したがって、この部分については全く国の負担で、全く臨時財政対策債ですか、国の負担でというふうなことでやるべき性質のものでないかという部分については、交付税原資となる法定5税の減収分による地方の財源というか、なんていうんでしょうか、地方財政収入の不足分を国と地方各々折半をして負担をするという国の言い分ではございますけれども、私どもとすれば少なくともその分も交付税と同じような扱いをしていただければなというふうな思いでいることは事実でございます。

委員（遠藤龍之君）はい。

ですからこれは町で作った借金ではないということで、そのためのこれに対しての借金返済分については国でこれは制度的に、仕組み的に原則はそうなっているということですよ。ただ残念ながら国は金がないとかなんかいろいろごまかす これは私の表現なんですけども、本来100来るところを70で抑えられてるとかっていうふうなことは現実にあるかとは思いますが、制度的なものとしてはいま言ったような内容のことであればこれは町独自で作った借金の中身ではないですよ、いうことの確認なんです。そういうことでいいのかどうかもう一度お願いします。

企画財政課長（島田忠哉君）はい。

本来、地方交付税で措置され 地方交付税のみだけでくれば、借金はする必要のないわけでございますので、そういった意味では地方交付税落ちた分を臨時財政対策債に振り替えるということであれば、当然地方にとってはその分の落ちる、振り返られる分というふうなものは不足するわけですから、何かに財源を求めなければならないというふうなことになってまいりますので、遠藤議員さんのご意見の見込みといたしますかね、そういうふうなところに理解されるところでございます。

委員（遠藤龍之君）で、終わります。

---

委員長（星 哲君）他に質疑ありませんか。 はい、島田委員。登壇願います。

委員（島田敬二君）はい。

簡単に一般会計の中での中から4点ほどお伺いをいたします。

ページ、36ページですが、総務管理費の中の15節、工事請負費、庁舎維持補修工事請負費ということで先ほどの説明では屋上の雨漏りということでございますが、これ以外にもいろいろ庁舎内を歩いて見ますと床の剥げ落ちているところが相当ございます。これ前にもいろいろ話として、しておいたことがあります、2、3日前の役場内の会合でも床の問題が相当ひどいということで、庁舎ばかりでなくて支所、あるいは公民館等、いろいろそういうふうな施設の中で出ておりました。あまりにもひどすぎるんではないかということで、予算がないということは会計課の中ではそういう内容でやっていないということだろうと思いますが、その辺のひどさといわゆる我慢というか、予算のないという言葉で一概にくくってしまうのか、その辺の考え方についてもう一度財政課、いわゆる企画財政課ですか。課長に見解をお聞きします。

企画財政課長（島田忠哉君）はい。

これにつきましても、受忍限度というふうなものと財政運営というふうな部分と表裏一体の部分でもございます。かねてより、議員さんはじめ皆さんにご不便をおかけしているという事実というふうなものも十分承知しているところでございます。この部分での対応の優先順位的なもの財源との兼ね合いということもあるのも事実でございますので、この部分につきましても十分ご理解をいただかないと駄目でございます。

そしてまた庁舎の傷みの部分もですね、議員さんのご指摘のとおりというようなことで私どもも理解しております。こういったものについてもどうしても緊急度的なものも勘案しながら対応していかざるを得ないだろうという認識でありますので、時にこのタイル、これなんていうんですかね、フロアの砕けたやつとか、階段のふちの部分の欠けているようなやつとかですね、そういった部分については町民の皆さんをお迎えする庁

舎でもあるということもございますので、そういった部分については今後順次対応していくような方向で考えていきたいというふうに思います。いままで無視してきたわけではなくですね、切り詰められるところは切り詰めましょうというふうな部分で、やってきた結果が一部皆さんにご不快な思いをさせてきてしまったというふうなことがあるとするなら、今後はそういったことを反省しながら取り組んでいく必要があるというふうに理解しております。

委員（島田敬二君）はい。

いろいろ財政課としては財政のこと考えていろいろ考えているんだろうと思いますが、一般町民から見ますと大変なように見えますんで、一つその辺の対応はきちっとやはりやっていった方が、金がかかれないんじゃないかと思う。その都度やはり修繕していくことがやはりベターな方法でないかなと思うので、その辺をきちっと考えながら、やっていただきたいというふうに思います。

それから町長はいつも階段まっすぐ上がっていくんでなくて、たまには迂回して東側の廊下を通って行ってください。三階から下に。そうすると三階の部分については見えますから、その辺判断材料にして帰りに回ってきていただきたいと思います。

それから90ページ、道路維持費の関係で修繕料というなことで、これもいまと同じようなことなんですけど、維持費をまとめてとって修繕するという考え方を取っているようでございますが、一見合理的なように見えるんですが、まとめて一回に発注してという。管理する側から言うと合理的なように見えるんですが、一般町民からしますと、いま修繕してもらいたい。道路の穴を埋めてもらいたい。あるいは側溝を修繕してもらいたいという内容があったときに、町内のすべてのものをまとめて一回に発注すれば合理的だと考えるのは役場の職員の管理的な考え方になるんで、町民から見ますといま一刻直してほしいと思っているとき、そんな考え方でやって、対応しているということについては考え直すべきでないかなと、その都度やはりそこに修繕をしなければならぬようなものが生じたならば、即、修繕をすることによって町民の安全性に添えていくものでないかなというふうに思うんですが、その辺、課長としてどう思っているか。関係の課長。まちづくり整備課長ですか、その辺考え方について。

まちづくり整備課長（庄司正一君）はい。

島田議員さんおっしゃるとおり緊急を要するものはやはり早急に対応すべきと私自身も思っております。この維持費に関しては全町的な意味合いでの予算措置はさせていただいておりますが、ケースに応じては早急に対応するように心がけておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

委員（島田敬二君）はい。

それでは92ページの住宅管理についてお伺いいたします。町営住宅ですが相当な年数が経っておりますがその中で、倉庫を、ある部分とない部分があるように聞いておりますが、つけている内容ですね、要望があればつけるのか、あるいは要望がないからつけてないのか、その辺の対応の仕方というふうになっているのかそれをお伺いいたします。

まちづくり整備課長（庄司正一君）はい。

基本的には全戸ついているわけではございません。ついているところにはそれなりのいままで理由がございました。ということは、家賃に反映されているというふうなこと

を聞いております。しかし現在では職員が変わるたび、継承されてないと見えて、つけているところとつかっていないところがあるということで、我々いま現代的には計画的に全戸につけるように努力いたしております。以上です。

委員（島田敬二君）はい。

それでは86ページですか、86ページの商工費の中での商工総務費、報酬の中で地域工業導入促進審議会委員ということであるんですが、この組織そのものはずっと長い委員会になっているんですが、いま現在これは構成されているんだかお伺いをいたします。

産業振興課長（小泉 仁君）はい。

これは農工団地、ここは浅生原団地そこ1点ですけども、そこにいろんな企業を誘致する際にいろいろ委員の方に審議していただきまして、答申していただくわけですけども。10名の方がおります。任期が今年までですので今度改選されると思いますけれども。そのようになっております。以上です。

委員（島田敬二君）はい。現在はどういうふうになっているのか。

産業振興課長（小泉 仁君）はい。

これは企業が誘致されて、こういう企業が来るというある程度固まったときに審議するものでございます。

委員（島田敬二君）はい。

それでは審議にかけるものがないということで、この任期の中で構成されていないということになるのかどうか。その辺を一つ。

産業振興課長（小泉 仁君）はい。

任期中に懸案事項を提案することがなければその任期は終わりといえますか、任期満了ということでまた新たな委員を選任するということになります。

委員（島田敬二君）はい。

任期満了ということではなくて現在、までのやつは構成されているのかされていないのかということをお伺いしたい。なぜこういうことを聞くかということ、いろいろ選挙に絡んで、いろいろ工場誘致の関係が出てきているわけです。その中で町長執行部だけでいろいろやりとりをしているように我々議員の立場から見ますと見えるわけです。我々のところにそういう動きの情報が入ってこないわけです。しかもそういう中で、こういった審議会があるにもかかわらず、特別にかけるものがないということではないんだと思いますが、いろいろ構成をして審議にかけるものがないれば何らかの方法で情報を伝達する会合を開いてやらなければならないはず。我々も導入審議会の会長やらせてもらいましたけれども直接町から審議を受けなくてもやはりそういう会合、年に二回とか、そういう会合は開いて町の動きの情報をこの中でキャッチしながら動いてきているわけです。それが全然ここ何年か、任期中構成されていないということになれば、やはり問題ではないかと。審議するのはその構成をしてその後に審議にその委員会にかければいいはずでありますから、その構成をしないというのはおかしいんでないかなというふうに思うんですが、その辺の考え方、お聞きします。

産業振興課長（小泉 仁君）はい。

議員さん、ご指摘のとおりだとは思いますが、今後ですね、メンバーをみますと議員さんもいらっしゃいますし、学識経験者4名、それから農業関係団体、農業委員会

の会長さん、JAの組合長さん、それから土地改良区それと商工業関係の会社の社長さん、それから商工会とかいろんな方々のメンバーがおります。したがって今後は今言ったことも含めながら進めてまいりたいと思います。以上でございます。

委員（島田敬二君）はい。

肝心なところ、今までのここ何年かのこと、2年かどうかわかんないんだけど、任期の中で構成されてんのか構成されてないのか、その点伺います。構成してんのか、その点だけ伺いたいですよ。例えば今も議員からもメンバーで出るということなんですが、議員から出てるはずの者がさっぱりそこに入ってない、あるいは、あの委員としての任命を受けていないという話もあるんでお聞きしてるわけです。

産業振興課長（小泉 仁君）はい。

山元町農村地域工業導入促進審議委員会の方々につきましては平成17年4月1日から今年の3月31日までの任期でございます。したがって17年度に委嘱されておられるはずでございます。

委員（島田敬二君）はい。

この審議会は、きちっとした構成でなされていると解釈してよろしいわけですね。特に議員から出ている委員もいますんでそこをきちっと話しをしていただかないと、我々議員としては、やはり町のそういった企業との関係の動きというのは何処から入ってこないわけですから、やはりそういうところのメンバーが伝達の役目を果たすはずですから、我々としてはそれがなされていないということであれば、問題ではないかなと思うので、そこをきちっと審議会が構成され議員もそこに入っているんだということで、その会議の内容についてはいろいろあるんだと思いますが、構成されているのかいないのかということだけをきちっとした話の中でお伺いをしたいわけです。

産業振興課長（小泉 仁君）はい。

ただいまの審議委員会の会議録は持って来ていないんですが、このメンバー、10名の方、そうそうたるメンバーでございますので、十分内容を審議される方だと思っておりますし、十分組織としては機能していると私は思っております。

委員（島田敬二君）はい。

それでは、委嘱状はきちっと出しているということによろしいわけですね。

産業振興課長（小泉 仁君）はい。

ここにきちっと名簿がございますので、間違いなく出しております。

委員（島田敬二君）はい。

そのあの、内容さえ聞けば、結構でございます。以上で、終わります。

委員長（星 哲君）暫時、休憩します。

午後 4時 3分 休憩

---

午後 4時13分 再開

委員長（星 哲君）他に質疑ありませんか。 はい、岩佐委員。登壇願います。

委員（岩佐 隆君）はい。

それでは、76ページ、77ページ、6款の農林水産業費、3目農業振興費、11,723千円のうちで負担金、補助金交付金のなかで11,103千円、これ園芸特産重点強化整備事業の補助金、5,058千円ですか、この事業の内容については、たぶん



大型ハウス等の補助関係かと思うんですけど、面積と対象の大型ハウスの棟数、あと一回に聞きますからわ、何年までね、この同じような事業が経過するのか、あと、要望どおりの予算措置がなされたのかどうか、続けますか。あと、78ページ、79ページ、6款の農林水産業費、5目の農地費の111,239千円、これ国営のかんがい排水事業の補助金2,946千円、これの今年度の事業内容、下の78ページ、79ページ、牛橋地区の県営かんがい排水事業負担金92,400千円の今年度の事業内容について、大まかに3点。

産業振興課長（小泉 仁君）はい。

いっぱいあるもんですから、ちょっとお待ちください。まず、園芸特産重点強化整備事業、これにつきましては、パイプハウス4棟でございます。それと、田植機直播1台、要するに直播き用の田植機です。それと何年までかと、今のところ23年度まででございます。これは、JAさんを窓口としたものでございます。予算は、全体は今年でございます。県の枠がございますので、県の補助金の枠がございますので、それが決まらないとちょっと難しいと。現在のところ、パイプハウス4棟と、直播田植機ということの内容でございます。それから牛橋かん排、

事務局長（佐藤澄三郎）傍聴者がおりますので、許可をお願いします。

委員長（星 哲君）はい、傍聴者、許可します。

---

委員長（星 哲君）はい、暫時休憩します。暫時ね。

午後 4時15分 休憩

〔傍聴者入場〕

---

午後 4時16分 再開

委員長（星 哲君）再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業振興課長（小泉 仁君）はい。

まず、国営かんがい排水事業ですね、今年度の事業内容ですが頭首溝改修計画、頭と首、それから用水路改修、それから排水路改修となっております。続きまして、県営かんがい排水ですね、排水機場1箇所、それから配水路2,100メートル、ということでございます。以上でございます。

委員（岩佐 隆君）はい。

あのさっき、77ページの関係の園芸特産重点強化整備事業の説明を今受けたわけですが、さっき全体の、例えばパイプハウス4棟でどれ位の面積で、あと事業費のベースでどれ位なのかも教えてほしかったのね、あと田植機の直播機もね、項目は教えてもらったんだけど予算的なものもね、教えていただきたかったんで、それを再度質問したいと思います。あとですね、今あの、2点目、3点目の国営かんがい排水事業の負担金の事業の内容について教えてもらったんですけど、事業の額について、あとその下の牛橋地区の県営排水事業の大まかな額について、それで、この国営の事業と県営の牛橋地区の県営かんがい排水事業、前年度からの引き続きの事業ですけど、前年度の残りの事業と今年度計画した事業と、今後の推移を見てね、今年度の県の事業費あるいは事業内容が適正に執行されるような形で進んでいるのかどうか、お伺いできれば

と思うんですが。

産業振興課長（小泉 仁君）はい。

県営かんがい排水事業の事業費ですけれども、462,000千円でございます。その前にあれあったんだな、それから、パイプハウスでございますがパブリカが2棟、タラの芽が2棟の計4棟でございまして、まず、直播田植機なんですけど事業費5,600千円でございます。その補助金が2,475千円、それからパイプハウスにつきましては、6,800千円、それで補助金の合計が2,583千円ということになっております。面積につきましては、ここにちょっと載ってませんでしたが、2間半、通常は2間半くらいですので、資料を持ち合わせておりませんので後ほどお答えしたいと思います。牛橋の県営かんがい排水事業につきましては、18年度の繰越工事が結構ございます。したがって、それと併せまして、今後の追加分が462,000千円でございます。その内訳につきましては先ほど申し上げたとおりです。以上でございます。あ、計画はですね、用地はJR横断する方は解決したようでございますけれども、借り入れ分、借地分でなかなか難しいということで、工法を変更しながら進めて行くと聞いております。ですから、若干工期は延びるものの、JR横断部分の排水路は解決されるものと思っております。

委員（岩佐 隆君）はい。

あの1点目の園芸特産重点強化整備事業でございますが、今説明があったようにパブリカ、タラの芽で、予算措置をしているということで、あの、農協主体の事業で多分、県で事業費を落とすということなんでしょうけど、今までね、イチゴ等で一生懸命こういった事業をのせてパイプハウスとかやってきて、今までも議会の議論の中で農業振興の中で重点作物としてイチゴ等の振興も今までどおり考えて進めていくべきと思うので、予算措置をする前の段階で園芸振興会とか農協とか、町としてもこういう事業があるんだよと農家の人達にご理解をいただきながら事業にのせていって、産地拡大、農業の振興、イチゴの振興につなげていくのが望ましいと思うんですけど、これからの考え方について町長にお伺いしたいと思います。

町長（大條修也君）はい。

農業振興につきましては、この町の基幹産業でありますので、これからも力を入れて参りたいと思います。

委員（岩佐 隆君）はい。

特にですね、町長、イチゴの今まで農産物の中で、農産額についても、従事者についても後継者についても多い部分がありますので、全体の園芸の農業の振興の中でもね、イチゴのそういった園芸作物の位置づけをご理解をいただいて、これから安心、安全な農産物を作るためにも是非今後先ほどの議論の中でも出ましたように、町長の公約のなかでも、やはり農業振興も謳っておりますので是非政策的な部分の予算化っていう意味で、あの今回骨格予算でございますので、是非ご検討いただければと思います。それについて。

町長（大條修也君）はい。これから、各部署と話し合いながら検討してまいります。

委員（岩佐 隆君）はい。

それでは、先ほどの3点目の部分で、県営のかん排事業、これにつきまして18年度の事業で用地等の関係なり、県の事業費の関係、あるいは町の対応の遅れかどうかわか

らないんですけど、事業が、事業費ベースで1億円位、県として減額補正になったということをお私記憶してるんですけど、それも含めて今年度の繰越事業ということなんですけど、あのまだね、先ほどのJRの用地は解決したということで話はあったんですけど、例えば借地の借り入れの分で、用地の理解が得られないということになりますと、年度年度で毎年々事業が遅れていくという形になるんですよ。これは、町として積極的に県と協力して解決できるような形で進んでいかないと、いくら予算化しても県でも事業をやりたいということでも一歩も進めないこともありますので、そのへんの対応、考え方について、担当課長にお伺いしたいのと、あともう一つ、牛橋橋の部分、あの前回18年度の予算の中で下水道とか水道の部分、あるいは排水する部分での牛橋橋の仮橋の、そういった多分話もあって事業として進んでいると思うんですけど、先ほどのご答弁だと、なかなかそういった部分の事業費計上、今回なっていないということなんですよ、具体的にお話いただければと思います。

産業振興課長（小泉 仁君）はい。

かんがい排水事業につきましては、県と協議しながらバックアップ体制を整えております。先ほどのJRの横断箇所につきましても、直接地権者の方の方に出向きましていろいろ交渉といたしますか、お願いをしてきたんですが、なかなか難しいものがあると思われまます。それから牛橋橋につきましては、県の水門と一緒にございまして、県道の主要道路、相馬巨理線の橋梁の関係もございまして、なかなか難しいものが、経費の節減からいきますと改修と併せてやったほうがコスト的に下がるのは、二重に投資することはないのでよろしいとは思いますが、しかし、道路サイド、仙台土木と農林振興事務所との協議がなかなかまだ具体的にどうしようというのがまだ固まっておりません。したがって今後町も含めていろいろそのへんを協議したいと考えております。

委員（岩佐 隆君）はい。

さっきね、全体の事業の進む上での話をお伺いした中でね、JRの用地についてお話しして、担当課長から借地分の借り入れ難しいんで、やはりそういうことについては前年度も1億ばかり補正してね、事業が遅れている状況にあると思うんですよ、私が言うまでもなく担当課長一番わかってると思うんでね、どんどん遅れていきますと県も財政的に厳しいということでもありますし、町としても遅れると地権者に迷惑もかかるし、事業の遅れによって全体の排水対策、排水計画もね、崩れてくると思いますんで、やはり事業、24年度までですかこれ、年度延ばさない形で町としても積極的に働きかけをして進んでいかなくてはと思いますんで、そのへんの考え方お聞きしたいのと、牛橋橋については、地区の代表者がたまたま見えておりますが、これは前からの要望で今回の事業に併せて是非交通安全上もそうだし、巾の問題、非常に大型トラック等の事故等もあったんでね、あそこについては何とかしてくれということだったんでね、県道でもあるし県営かん排事業、その中で仮橋を作って改修の道筋がつくと思うんですよ、町としても積極的に働きかけをしながら進んで行くかどうかということなんですよ。県では、町の考え方で要望等あれば動いてくれると思うんですよ。今から町長さんなり、担当課、地元の熱意だと思うんですよ。

産業振興課長（小泉 仁君）はい。

議員おっしゃるとおり県と協力しあいながら、当然、事業の進捗ですね、早めるように進めていく姿勢に変わりはありません。したがって、この平成23年度までの事業

計画でございまして、それまでに早く初期の目的が達成されるよう町として働きかけていくべきだと、そういう姿勢であります。

委員（岩佐 隆君）はい。

今、多分町長は就任してから1か月ということで、中身についてはある程度はわかってらっしゃると思うんですけど、まだ全体は掴めてないと。ただ、あのいろいろ町長のお話を聞きますと、町民のいろいろな話を聞いた中で町民の要望を兼ね備えたいという気持ちがひしひしと伝わってくるんですね。そういった部分でこの牛橋橋の県道の改修なんですけど、町として一生懸命改修に向けて、県の事業今進んでいる中で、具体的に地区として要望したいということもあるんでね、私は今回の事業費ついてる中なり、今後の政策的な予算の中で、私は是非改修に結び付けさせたいと思うんですけど、町長としてのお考えをお聞きます。

町長（大條修也君）はい。努力して参ります。

委員（岩佐 隆君）はい。

努力の中には、地元の皆さんと一緒に要望するという捉えかたで構わないのか、陳情活動含めね。

町長（大條修也君）はい。県庁等行って努力します。

委員（岩佐 隆君）はい。

その中で、牛橋県営かん排事業なり県営かん排事業、今回予算化されてますけれども、昨年の平成18年の9月27日、あるいは10月6、7日の大雨、その中でこの事業の進捗によっては浜通り自体、イチゴの冠水、あるいは低湿地帯の冠水が避けられた部分が非常にあり、それに付随した関係の予算、今回予算措置になってないんですけど、具体的に町長は実際に6日、7日なり、9月27日の災害時に各大雨の現場を見て来られて、選挙公約の一つに浜通りの排水対策という部分で積極的に対応したいという考えもお持ちになってたと思うんですけど、その点について浜通りの排水対策について、中身はこれから勉強されると思うんですけど、今年度の予算措置の部分も含めて考えていくのかお伺いします。

町長（大條修也君）はい。関係部署と徹底的に検討してまいります。

委員（岩佐 隆君）はい。

今の件についてはよろしいです。88ページ、89ページ、土木費1目の19節負担金、補助金78,764千円の中で交付金34,250千円の坂元川の改修事業負担金16,146千円、戸花川改修事業17,000千円、今年度の事業の内容。一つずついきますか。

まちづくり整備課長（庄司正一君）はい。

まず始めに坂元川の改修事業負担金16,146千円につきましては、平成18年度の大川1号橋の旧橋の取り壊し分、繰越になってます。その分と大川1号橋の関連ということで前後の道路、堤とうの拡幅の道路関係に14,289千円を計上しております。合計で16,146千円が負担金ということでご理解いただきたいと思います。なお、戸花川改修事業負担金17,000千円につきましては、暫定ですが測量関係の負担金ということで県と打ち合わせさせていただいております。以上でございます。

委員（岩佐 隆君）はい。

戸花川の改修の事業費負担金の17,000千円、あくまでも測量の予算措置だとい

うことですが、今回の予算の中では出てこないんですけど、国の災害対策の関係で70,000千円位の事業費がついたという話もあって、その部分と測量の事業はね、整合性はかっていくような形で進んでいくのかと、あと、今後の測量終えた上での戸花川改修の事業費負担金、あくまでも橋だと思うんですけど、戸花川の改修の事業費と測量と橋との整合性についてお話しをいただければと思うんですけど。

まちづくり整備課長（庄司正一君）はい。

あくまでも、県費の負担金ということで、県事業が主でございますして、測量関係につきましてはもっともっと事業費等は大きいです。手元に資料はございませんが、それで町の財政と暫定的な骨格予算ということでこの金額で最初相談させていただいております。なお、測量が進みますと、今度地元に対しての説明、及び構造的な観点での理解等がございまして、そのへんを含めると19年度、20年、21年度で完成の方向で検討、協議をしております。内容につきましては、平成19年度で下部溝、平成20年度で対岸のもう一つの下部溝、21年度で全て完了という計画の予定と聞いております。

委員（岩佐 隆君）はい。

全体の事業費はどの位なのかと、あとその測量した中で前と後ろとか全体でどの位の予算になってくるのか、今回の17,000千円。

まちづくり整備課長（庄司正一君）はい。

全体の事業費につきましては、まだですので、概算的な設計ですので確定しておりません。そのへんご理解いただきたいと思います。あくまでも負担割合の17,000千円は一部であるご理解いただきたいと思います。以上でございます。

委員（岩佐 隆君）はい。

今回はあくまでも骨格予算ということで、全体の政策的な予算、さっき聞くと80,000千円とか90,000千円、だけどいろいろやるとなると予算的に厳しいと思うんだけど、今回の19年度の予算の中で出てくる形がね予算的にできるのかどうか。そのへんは財政課長になるのかな、それともまちづくりですか。わかる人に。

まちづくり整備課長（庄司正一君）はい。

先ほどもご説明いたしました、総事業費が確定した場合、県との負担割合等について話しをさせていただきまして財政担当の方と財政調整させていただいて3か年、あるいは4か年になるのかわからないんですけど、そのへん調整をして対応したいというふうに考えております。なお、単独だけでなく、補助事業も視野に入れながら検討させていただいておりますので、そのへん調整はうまくいくのかなと個人的には考えております。

委員（岩佐 隆君）はい。

戸花川、戸花橋の改修については町長の大きな公約の一つだったんですけど、予算的部分も窮屈だということで優先順位をつけるとなかなか難しくなるのかなと思うんですけど、この問題についてね、さっきの排水対策、あるいは住宅の問題等、いろいろ町長の公約の中での予算付けもあると思うんでね、具体的に優先順位をつけると、上段なのか下段なのか、それは町長にお聞きしないとうまくないんで。

町長（大條修也君）はい。

順位のことはまだはっきりしませんけど、やはり相当な金額がかかかりますので、今現在は先般、県知事にその両方をお願いしたというところでありまして。回答があれば、そ

の順位も決まってくるかと思います。

委員（岩佐 隆君）はい。

じっくり考えていただいて優先順位をつけながら政策的な部分で考えていただくようお願いしたいと思います。92ページ、土木費の2目住宅安全対策費1,136千円ですか、これ13節委託料の木造住宅耐震診断士派遣委託料680千円、今回の事業の中で何件分で、例えば実際に、今まで話しあったのは、ある程度診断してくれと申し込みがあった時に対応するという話があったんですけど、宮城県沖地震、99パーセントの確率でやってくるということで考えますと、事業費が若干少ないのかなと思うんですけど、そのへんちょっと基本的な考え方についてお伺いできればと思います。

まちづくり整備課長（庄司正一君）はい。

木造住宅耐震診断士派遣委託料につきましては、5件分を計上させていただいております。内容につきましては国費が2分の1、県費が4分の1、町が4分の1ということで基本的には、136千円が1件あたりの委託料ということです。ちなみに18年度は、予算的には5件分とっておりましたが、申請は3件しかございませんでした。内容的には条件等がありまして昭和56年5月30日以前に着工された戸建ての住宅という条件がありまして、その条件を満たす住宅はあまり多くないと思われまして。ということは、建て替えを視野に入れた考えの方が多いいということが感じとられまして、せっかくこういう補助事業がありながら診断を受ける方が少ないと思われまして。診断結果を見ますと、ほとんど心配で申し込まれた方は、建て替えという状況になっております。ですから、非常に大きな金額で査定がされます。建て替えを視野に入れた方が、申し込まれた場合は建て替えというふうになってしまうので、建て替えができない方、苦しい方の申請と感じっております。

委員（岩佐 隆君）はい。

今の説明である程度わかったんですけど、ただ、まだまだ住民の間では建て替えできるような、余裕ある人だけじゃないと思うんですよね。是非、もう少し広報活動していただくなり、行政区の区長なりにお話しをさせていただいて、町の持ち出しは非常にね、こう、私も前から知ってたんですけど、安心で安全に暮らせる町、家を考えるのであればこういう診断をしていただく形で対応していただければ私はいいと思うので、是非今年度の事業の中できちっと広報し対応、申し込みしていただくように進んでいただければと。それについて。

まちづくり整備課長（庄司正一君）はい。

広報等でお知らせして申し込み等とっております。毎年計画的にはやっておりますけど、去年の場合は広報活動では申込者がなく、2回、3回やった記憶がございます。今年度も一生懸命やりたいというふうに思いますので、ご理解をお願いします。

委員（岩佐 隆君）はい。

北陸の方でも地震があって、非常に被害もあったということでございますので、是非そういったこと含めて考えていただくようお願いいたします。100ページ、10款の教育費、2節の給料でお話しをしていったらどうかと、障害者教育で、例えば今何名知的障害者、情緒障害者いて、その中で職員の配置も含めてね、来年度も考えていくということですが、障害者教育の基本的な考え方、教育長に。

教育長（佐々木陽一郎君）はい。

障害者には、知的障害、情緒障害、病的障害とか肢体不自由とか様々な障害がございます。それらの障害を、その子供のもっている能力、力、そういうものを伸ばせるように、きめ細やかなひとり一人に対応した教育をしていきたいと思っております。

委員（岩佐 隆君）はい。

教育長おっしゃるとおりだと私も思ってるんですけど、ただ、ひとり一人を伸ばせるような障害者教育といいますと、職員の配置、対応等考えると、予算措置と、今教育長おっしゃる障害者の教育の理念等含めると難しいと思うんですけど、情緒的な障害があっても、ひとり一人配慮していく考えがとおりかどうか、あるいは、知的なだけで予算ないから先生一人で間に合わせるといった考えなのか、予算等含めてお話しいただければと。

教育長（佐々木陽一郎君）はい。

障害者については、今岩佐議員が言われたように知的障害の者、情緒障害の者、そういったものを一緒にして教育するという考えは全くございません。知的障害には知的障害にあった特別支援教育を実施いたします。そのように県にお願いします。また、県はそれに応じて、たとえば知的障害が一人でも、あるいは情緒障害が一人でも、一人の子供に一人の教員を配置するよう山元町の教育委員会は努力するし、県はそれに応えるように、既に19年度の学区編制において、そのような教員の配置を決定しております。

委員（岩佐 隆君）はい。

例えば情緒障害の中でも、1年生と6年生で障害の形、違って来ますよね、同じような形で一人の先生がみると、今、教育長おっしゃる教育の理念と違って来ると来ると思っていますよね。そのへんについて。

教育長（佐々木陽一郎君）はい。

知的障害については、複数で教育することが可能ということになっております。法的にもそのように規定して1学級の編成は何名までというふうに限られた人数の中で、一人の教員が指導にあたるようになっております。しかし、今度交付税等の中に、そういう場合は特別に補助する教員を配置することが可能なような財政的措置が財務省か総務省か、そちらで措置すると聞いております。措置されているならば、山元町の必要な学級には補助の人員を配置して、指導にあたるという考えでありますが、そのような要望の必要な学級が県にあるかと各学校に調査をしましたけれども、現在そのような申し込みをした学校がないので、19年度は今のところ可能ではあるけれども必要としないという現況にあるということ、そのように認識しております。

委員（岩佐 隆君）はい。

山元町の場合のお話しをしているので、情緒の子供、1年と6年で同じ情緒障害だからといって、一人の先生でやるのは先ほどのひとり一人を伸ばす教育からみるとかけ離れる感じがするんで、情緒の中でも、1年生と6年生の教育をする場合、先生の配置とか予算措置考えていくのか、あるいは、考えていかないのか、そのへんのお話し。

教育長（佐々木陽一郎君）はい。

複数に情緒障害がいたらどうするかという懸念を岩佐議員がお考えのようなんですけど、法によって決められた教員配置がございまして、複数であっても一人の教員が担当するという現実、山元町においても他の市町村においても変わりはないということで。複数で1クラスに在籍することはありうるというふうになっておりますし、それを人員の

配置で教育にあたると考えております。

委員（岩佐 隆君）はい。

何回もこれね、障害者ですから、ひとり一人を伸ばす教育とお話しがあったんでね、1年生と6年生で同じ複数の場合ね、障害の程度がまるきり違うんですよね、その中で制度だから複数で教育できるんだよと、教育長がおっしゃるようなひとり一人を伸ばすという教育の理念ができるのかどうか、お聞きしてるんでね。おわかりですか。

教育長（佐々木陽一郎君）はい。

前半にありました岩佐議員がご心配しているように、情緒障害はだいたい同じような子供がクラスにいるという認識でいいのではないかと、情緒と知的は違うんですね、情緒は情緒という領域で障害をもっている。しかし、学内ではどうなるかと懸念されてると思うんですけど、一人の先生と一人の子供と相対するというのももちろんひとり一人を見つめるということではないと。しかし、年齢の離れている子供が、上の子供が下の子供の世話をするという、そういう社会性なり思いやりの点からするとかえって複数で教育を受けた方が良いというメリットがあります。ですから、そういうふうな場合はメリットを生かして教育していくというふうに考えております。

委員（岩佐 隆君）はい。上下水道の事業所長、淋しそうにしているんでね、最後に。

〔要点のみでという声あり〕

要点のみを言ってるんですけど、そういうふうにとられないと。私も勉強していきますんで。下水道事業の1款の下水道事業費、特別会計なんですけど、その12ページ、下水道事業費の2目の下水道事業費、195,807千円、13節、15節、22節、これについてお伺いをしたいと思います。これについては、ODの関係の事業費、山元町浄化センターOD槽増設工事なんですけど、整備人口の考え方と、このODの増設をして最終的に今の人口と整備してからの人口、そして今回の委託先とか、債務負担行為なんですけど、委託先、工事の入札に関してどのような考え方をお持ちなのかお聞きできればと思うんですが。

上下水道所長（寺島一夫君）はい。

整備人口の考え方ですが、今回の山元町浄化センターOD槽、この増設にあたっては、流入量によって考えてございます。流入量ですが、今現在の処理能力が既設のものが槽が2つございまして、1日あたり3,000トン処理する能力がある。その処理能力が平成18年現在で、日平均2,420トン位入って来ておりますが、21年度末、要は平成22年度に入ると3,090トン位になりそうだと。これは平均の流入量ですので、最大流入量になりますと平成18年でも2,970トン位になっているということから、平成21年末までにはこのもう1つの槽を作らないと汚水が入ってくる処理能力を超えてしまうというようなことがございまして計画しているものでございます。この建設にあたりましては、土木と機械設備、電機設備の3つの工種がございまして、全体で448,000千円ほどかかります。工期には3か年かかるとみております。逆算しますと、平成21年度、20年度、19年度というふうに3年をバックしてきますと、19年度から取りかからないと間に合わないということで、19年度からの着手を考えております。この委託先ですが、土木機械電機の一式、これの設計及び施工管理につきましては、下水道法で資格が必要であるということから、土木で有資格を取れそうな職員がおりますけれど、機械、電機設備については取るのが難しいであろうということで、



逆に3か年だけであれば委託した方がいいだろうということになります。そうしますと、地方自治体、下水道事業を執行運営する団体と同じ立場で建設を進めることが可能だということは、法的に位置づけられているのが日本下水道事業団になります。日本下水道事業団に委託をして、設計を18年度中にはほぼ終わりました。19年度から建設になりますけどそちらに委託をしてやるというのが方法になりますが、監督、補助金の事務、最終的には検査、会計検査まで受けるということまでやるということになりますので、予定しているのはその日本下水道事業団を予定しております。日本下水道事業団がこの土木、機械、電機の発注の方法、3番目のご質問ですが、方法については一般競争入札で行うと。それについては国土交通省に審査する、経営審査で登録をうけた業者を一般競争入札で執行していくと。その額につきましては、当然執行残とか出てまいります。それについては精算をしていくような格好になるかと。それでこの委託につきましては、19年度の債務負担行為で提案申しあげておりますが、これがお認めいただければ実際の協定を結ぶということになります。その基本協定につきまして、スケジュール的には6月位の議会にご提案申しあげてご承認を賜りたいと考えております。以上でございます。

委員（岩佐 隆君）はい。

基本的な流入量の関係で、さっき今回のODの増設を考えているということだったんですけど、人口の推移とこの流入量の推移は同じような右肩上がりになっていくと思うんですけど、人口的には2,000人位伸びるという計画なんですよ、その計画で考えると本当に2,000人伸びるのか、人口ではなく下水に加盟する人がそれくらい増えるということなのか、人口と流入量についてどういった整合性が出てくるのか、そのへんと。委託について、議会でも何回かお話しあったんですけど、下水道事業団に委託するのが良いのか悪いのか、そこが発注元になって電機と土木と下水道事業団に委託すると。例えば下水道事業団に委託しないと、この事業ができないのかどうか、そのへんはどうなのかね。

上下水道所長（寺島一夫君）はい。

人口は、資料として提供させていただいておりますけど、平成18年で8,536名位でみておると。それに対して平成22年頃に11,000人という需要見込みです。これについては、今現居住している方々を対象としていきますので、伸びにつきましては整備率の方に管路を埋設してそこに接続していくという方に関連してきますので、山元町の社会像とかそういったものとは別なことだご理解いただきたいと思います。日本下水道事業団に委託するのが妥当なのかということですが、正直なところ上下水道事業所で技術は土木の技術者しかおりません。電機と機械の資格者についてはおりませんので監督業務ができませんので、現状で直営での発注監督は無理であろうと考えてございます。以上でございます。

委員（岩佐 隆君）はい。

直営でできないのはわかってるんですけどね。ただ、日本下水道事業団の他に委託をするような先がなかったのか、委託先を比べながら今回委託するような考え方でいったのかどうかと、日本下水道事業団が発注するとなりますと経営審査で要件を満たした会社を指名していくということなんですけど、町の意向が入らないような中で入札することになると思うんですけどね。そういった部分を懸念してね、お話しをしているわけで、委

託の基本的な考え方についてお話しを伺えたらなと思うんです。

上下水道所長（寺島一夫君）はい。

日本下水道事業団につきましては、下水道管理者としての山元町の立場については、終末処理場の放流水質の確保ということでは相当厳しい基準が、達成基準が義務付けられています。それから、多額、長期な財政負担もありますし、複雑かつ高度な事務手続きも求められます。また、住民対応も出てまいります。その部分につきましては、事業団につきましては15年度に法改正により日本下水道事業団法という法律で地方公共団体のみが出資法人として認められた団体で、地方公共団体の立場で業務運営を行うというようなことでございますので、これらを受けて優れた施設が建設できるし、また人件費等も含めてコスト削減が図れるということがございます。補助事業についても完成検査、スムーズな管理への移行に向けてメリットはあると考えております。事業団以外のところとなりますと、今のところ地方公共団体の立場で最後の会計検査まで受けて、町が安心して受けられるということからすると、今のところはこれ以外はないだろうと考えてございます。発注が事業団にあって町から離れるというようなお尋ねですが、建設する施設が相当規模になってくるとということから町の意向として、どういう意向なのかということになれば、しっかりした施設を作っていただきたいという品質の基準確保になるかと思えます。当然ながら、地元の業者への発注云々ということとまた別の話ですね、相当の規模になると思えますので、そちらの品質、水準確保が優先されるかということになりますので、そういう業者に公正な執行をしていただくということで、法律上も執行可能な共同法人という認め方を、法によって認められておりますので、そこをお願いをしたいと考えてございます。以上でございます。

---

委員長（星 哲君）他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり。〕

委員長（星 哲君）これで質疑を終わります。

委員長（星 哲君）以上で本日の議事日程は終了しました。

本日の予算審査特別委員会は、これで散会とします。

次の委員会は、3月30日午前10時開議であります。

本日はこれで散会します。

午後 5時 7分 散 会

---